

消費者被害防止ネットワーク東海 (Cネット東海)のめざすもの

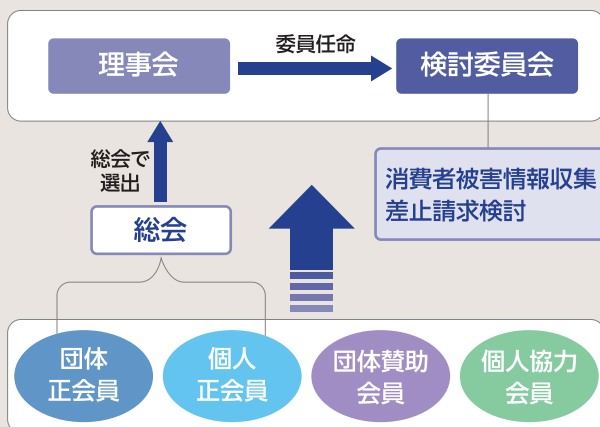
理事長(弁護士)荻原 典子

2007年6月7日施行の改正消費者契約法に基づいて、適格消費者団体に消費者契約法に違反する事業者の不当な勧誘行為や、不当な契約条項の使用を差し止める権利が認められました。全国でこれらの差止訴訟を担える適格消費者団体づくりが進み、現在全国で26団体が活動しています。

私たちは、2005年12月に「あいち消費者被害防止ネットワーク(2013年6月に名称変更)」を発足させ、2010年4月に適格消費者団体に認定されました。これまでに、172件の申し入れ活動(交渉)と4件の差止訴訟提起を行い、対象事業者は、東証一部上場企業、芸能事務所、宗教法人、一般社団法人、弁護士事務所など、消費者と契約を締結するあらゆる事業者を対象にしています。今後も東海のエリアにおいて差止請求訴訟を提起するなどして、消費者被害の未然防止・拡大防止する活動をしていきます。

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海のしくみ



消費者被害防止ネットワーク東海 会員・会費のご案内



- ① 個人正会員
(総会で1人につき表決権1を有します)
・年会費 1口1,000円、2口以上
- ② 団体正会員
(総会で1団体につき表決権1を有します)
・年会費 1口1,000円、3口以上
- ③ 個人協力会員
(当団体の趣旨に賛同いただける方で、表決権はありません)
・年会費 1口1,000円、1口以上
- ④ 団体賛助会員
(当団体の趣旨に賛同いただける団体・企業で、表決権はありません)
・年会費 1口1,000円、10口以上

※個人正会員で3口以上の場合は、2口目までは年会費とし、3口目からは寄附金とさせていただきます。

特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海は こんな活動をしています。



- 1 事業者への申し入れ
- 2 消費者被害防止の情報提供
- 3 講師派遣
- 4 連続講座
- 5 契約トラブル・悪質商法
電話110番

事務局

〒461-0001
名古屋市東区泉一丁目7番34号 荘苑泉3C
TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108
ホームページ <http://cnt.or.jp/>

★会費・寄付金のお振込先★

ゆうちょ銀行 O八九 当座 155338
口座名義 NPO法人消費者被害防止ネット
ワーク東海

特定非営利活動法人

消費者被害防止 ネットワーク東海



加入のお誘い

- 消費者被害防止ネットワーク(Cネット東海)は、消費者被害に関する情報を集め、企業・団体等への申し入れ活動を行っています。
- 特定非営利活動法人(NPO法人)として活動しており、運営費は会費や寄附金で賄われています。消費者被害を未然に防止、拡大を防止し、消費者主権が確立された社会を築くために、Cネット東海の会員となって活動への参加や継続的な支援をいただきますようお願いいたします。



※契約・解約に関する消費者トラブル情報をお知らせください。

内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体を

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海はめざしています！

消費者団体訴訟制度の概要

消費者団体訴訟制度は、
内閣総理大臣認定の適格消費者団体が、
「事業者の不当な行為に対して
差止請求ができる」という制度です。

施行されてから現在までに 26団体が認定を受け、
消費者被害の未然防止・拡大防止のため、日々活動を広げています。

さらに、2016年度10月の消費者裁判手続特例法施行に伴い、**消費者の財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を迫行する(被害回復)制度**ができました。これを担えるのが、**特定適格消費者団体**で、全国で4団体が認定されています(2024年8月現在)。Cネット東海も認定をめざしています。



『適格消費者団体』とは…

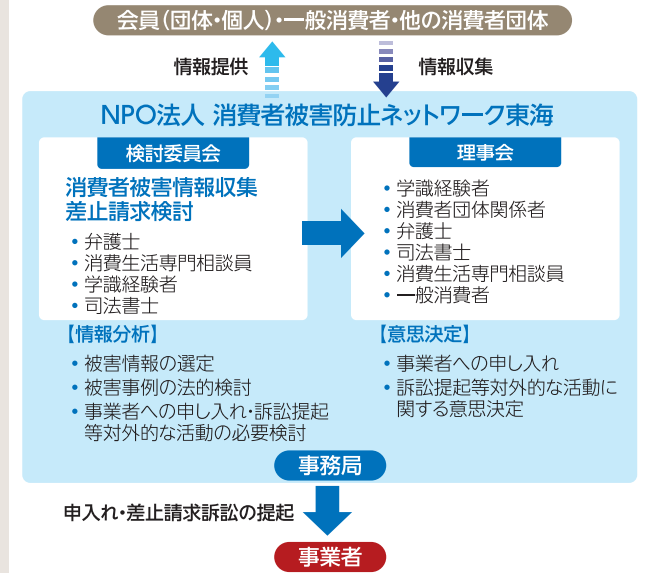
内閣総理大臣が申請に基づき、適格消費者団体を認定

■ 適格消費者団体として認められるための要件

- 不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的とし、相当期間、継続的な活動実績があること
- 特定非営利活動法人又は、一般社会法人若しくは一般財団法人であること
- 組織体制や業務規程を適切に整備していること
- 消費生活及び法律の専門家を確保していること
- 内閣総理大臣による監督措置(認定更新制・立入検査・認定取消し等)
- 徹底した情報公開処置(財務諸表等、判決・和解等の概要を公表)など

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海の活動イメージ



こんな契約トラブル!?

こんな悪質商法!?

事例1

インターネットで健康食品をお試し価格で注文したら、4回以上連続の定期購入になっていた。2回目以降の価格は高いので、キャンセルの連絡をしたが認めってもらえない。注文確認画面は初回の価格が表示されていたので、定期購入であるときづかなかった。

事例2

スポーツクラブの契約で、近くの施設が利用できると聞いて入会した。しかし、突然この施設が閉鎖されたが、入会時に説明はなかった。退会を申し出たら翌々月末まで退会できないと言われた。1か月分は余計に会費を取られる。規約に問題はないか。

事例3

結婚式場の見学にいったところ、今ならお値打ちと強引にその場で契約させられた。自宅に帰って家族とも相談し、翌日にキャンセルしたが、高額のカンセル料を請求された。利用日程も先だし、まだ何の相談もしていないのに、キャンセル料を取られるのは納得できない。

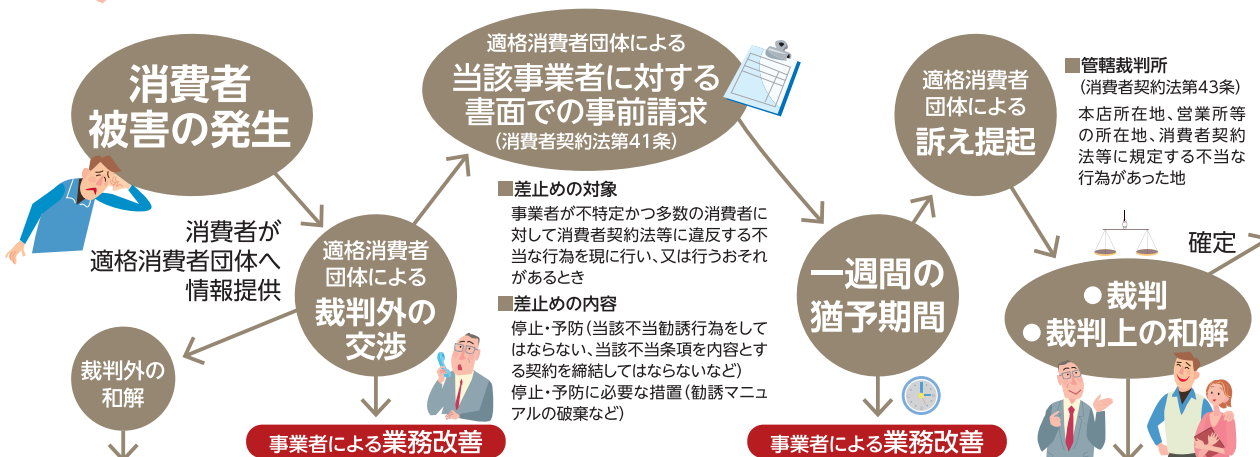
事例4

タレントのファンクラブの会員特典が一方的に変更された。会員規約には「会員特典の内容は随時変更されます。本規約を予告なく改訂することがあります」とある。また「理由の如何を問わず、支払済みの入会金および年会費の返還はできません」とも記載されている。

事業者への差止請求ができます

差止請求の流れ

※ご自身の被害回復(救済)は地元の消費生活センターへ相談してください。
連絡先はこちら / 消費者ホットライン : 188



概要について内閣総理大臣及び国民生活センターによる公表

事業者による
業務改善